

医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための災害時における医療救護体制の強化(病院の耐震化に対する事業の拡充強化)

政策提言先 国土交通省

政策提言の要旨

南海トラフ地震では、広範囲で多数の負傷者が発生する等、医療需要が急増する一方、医療機関の建物被害や停電、断水、津波浸水等により県全体で医療提供機能が著しく低下することが懸念されるため、病院倒壊の恐れ等による患者搬送は避けなければなりません。

しかしながら、令和6年1月に発生した能登半島地震では、「施設や機器の損壊」などで病院機能を果たせず、患者の避難が発生し、周辺の医療機能が圧迫されました。

広域かつ甚大な被害が予測される「南海トラフ地震」では、広範囲で被災地内の医療機能や搬送能力が著しく低下し、医療資源の絶対的な不足が見込まれます。

このため、外部からの支援が受けられるまでの間、全ての病院が災害医療に対応できる体制として、まずは病院施設の耐震化が必要となります。

そこで、医療機関の耐震化整備を加速化するために、耐震化に対する国の既存の補助事業について、構造耐震指標（Is値）による補助要件を緩和するとともに、補助率を嵩上げするなど制度を拡充強化及び当面維持する必要があると考えます。

【政策提言の具体的内容】

南海トラフ地震では、広範囲で多数の負傷者が発生する等、医療需要が急増する一方、医療機関の建物被害や停電、断水、津波浸水等により県全体で医療提供機能が著しく低下することが懸念されるため、病院倒壊の恐れ等から病院避難を余儀なくされることによる大量の患者搬送は、受入先の調整の困難が予想され、避けなければなりません。

そこで、医療機関の耐震化整備を加速化するために、耐震化に対する国の既存の補助事業について、構造耐震指標（Is値）による補助要件を緩和するとともに、補助率を嵩上げするなど制度の拡充強化をする必要があると考えます。

【政策提言の理由】

国においては、第8次保健医療計画において、災害時に拠点となる病院以外の病院についても、災害発生時に自院にいる患者への診療を継続するために、施設の耐震化等を含めた必要な防災対策を実施し、地域における役割に応じた医療の提供に努めることとされています。

半島地域に被害が集中した能登半島の地震の際とは異なり、南海トラフ地震では、国内の広域にわたって、地震の揺れや津波などにより、道路などのインフラが寸断され、被災地内の医療機能や搬送能力が著しく低下し、医療資源の絶対的な不足が発生することが見込まれます。このため、傷病者の後方搬送も厳しい状況となることを想定して、地域の医療資源を総動員する体制づくりが必要であり、高知県としても取り組みを進めております。

現在、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年一月二十五日）によるとIs値が0.6未満の場合は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があるとされており、医療施設耐震対策緊急事業費補助金において、大規模建築物や防災拠点建築物に対し有利な補助メニューが用意されております。

一方、南海トラフ地震においては広い範囲で震度6強～7、本県のほぼ全域で震度6弱以上が想定される中、一般病院についても耐震化を整備する必要がありますが、一般病院

が活用可能な医療施設耐震化促進事業においては、Is値による要件がある上に、補助率が23/100と低い状況です。

南海トラフ地震の被害想定や能登半島地震の状況を踏まえると、外部からの支援が受けられるまでの間、全ての病院が災害医療に対応できる体制として、まずは病院施設の耐震化が必要となります。

このため、医療機関の耐震化整備を加速化に向けて、耐震化に対する国の既存の補助事業について、Is値による補助要件を緩和するとともに、補助率を嵩上げするなど制度を拡充強化する必要があると考えます。